

令和7年度第6回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和7年11月26日（水）

午前9時30分～午前9時54分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和7年度 第6回 京都地方最低賃金審議会

令和7年11月26日（水）午前9時30分～9時54分
（京都労働局 6階大会議室）

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

○川部賃金室長

各委員の皆様、おはようございます。本日もご出席ありがとうございます。
定刻より少し早いですが、第6回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。
はじめに事務連絡がございます。本日の会議は公開としており、傍聴者2名のご出席があります。

本日配付の資料は、議事次第と部会長報告を机上のほうに配付させていただいております。

では会長、開会と進行をお願いいたします。

○岩永会長

おはようございます。

ただいまから、第6回京都地方最低賃金審議会を開会します。

本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○川部賃金室長

本日の出席状況について報告します。

公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、計12名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告申し上げます。

○岩永会長

本審議会が成立していることを確認いたしました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

それでは労働者側は、門野委員をお願いいたします。

使用者側は、石垣委員をお願いいたします。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。

京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する専門部会報告についてでございます。

特定最低賃金については、さる 10 月 6 日の本審議会で、改正の必要性ありで答申が行われた電気機械器具製造業について、局長の諮問を受けたのち、同月 30 日から、専門部会においてご審議いただきました。

労使双方が、改正額の一致に向け、3 回にわたり専門部会を開催し、真摯な審議を重ねていただき、全会一致で結審されたと報告を受けております。

本日はこのあと、専門部会の審議結果を渡辺委員から、委員の皆様にご報告をいただき、本審として審議をしたいと思っております。

最初に事務局から、資料の説明をお願いします。

○川部賃金室長

お手元にお配りしております資料ナンバー 1 に、京都府電気機械器具製造業最低賃金専門部会の部会長報告をおつけしておりますので、ご覧ください。

専門部会の公労使、各委員につきましては、「記」以下に記載をしておりであり、報告書の内容につきましては、のちに専門部会報告の内容に基づく答申の際に、全文を読み上げさせていただき、確認させていただきたいと思っておりますので、この場では、事務局からの報告は以上となります。

○岩永会長

それでは、電気機械器具製造業最低賃金専門部会から、審議経過について報告をいただきたいと思います。

なお、本日は電気専門部会の上田部会長と寺井部会長代理がご欠席でありますので、電気専門部会委員でもある渡辺委員から報告をお願いします。

○渡辺委員

京都府電気機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過とその結果につきまして、部会長に代わりましてご報告申し上げます。

当部会の改正決定に関する報告書が、机上配付されておりますので、ご参照願います。

専門部会は、1 回目が 10 月 30 日、2 回目が 11 月 5 日、3 回目が 11 月 14 日の 3 回開催されました。

第 1 回専門部会では、労働者側からは、「電機連合として、毎年の春闘で企業内ミニマム基準の引き上げ、未組織労働者を含めた電気労働者全体の賃金底上げに向け、最低賃金引き上げに取り組んでいる」、「電気産業は我が国の主要産業であり、特定最賃は、京都府内の電気産業で働く労働者の仕事の価値を表すものと考え改正に臨む。」との基本的考え方に加え、改正額については「申出書の労働協約をベースに考えたい。具体的には、協約対象 20 企業の昨年度と今年度の

加重平均の上昇率を考慮したい」との考え方が示されました。

使用者側からは、「今年度も大幅な地賃の引上げがあり、ここ数年京都の電気機械器具製造業の特定最賃も地賃改正額を下回る状況が続いている」、「大幅な地賃の引上げに対し、この産業だけでなく、特に中小企業にとっては厳しい状況に置かれているという環境がある」などの基本的考え方に加え、改正額については「地賃が大幅に上がってきているので、特定最低賃金の意義や役割が変化している。今年度はどこまで引き上げられるのか、未満率や影響率を見て判断したい」との考え方が示されました。

第2回専門部会では、労使双方から具体的な金額が提示されたうえで、個別協議において改正額審議を進めましたが、結審には至りませんでした。

第3回専門部会でも、前回までの議論を踏まえて、さらに個別協議で金額審議を進め、最終的に、労使双方に最大限歩みよりをいただいたうえで、改正額1,136円、引上額62円、引上率5.77パーセントとする公益案を提示したところ、全会一致で採決することができました。

最後に、採決された改正内容で専門部会報告書を全体で確認し、結審いたしました。

専門部会からの報告は以上です。

○川部賃金室長

そうしましたら、渡辺委員と岩永会長は中央のほうにお願いできますでしょうか。

(渡辺委員から岩永会長へ、部会報告書を手交)

○岩永会長

精力的なご審議の結果、部会長報告をまとめていただき、ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、各委員の方からご意見、ご質問はございますでしょうか。

●■○各側委員

(質疑なし)

○岩永会長

ご意見、ご質問がなければ、答申としてまとめたいと思います。

では、ただいま報告のありました電気機械器具製造業最低賃金の部会長報告

書をもって、審議会の答申とすることについて、採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

反対の方はおられないですね。

それでは、採決の結果、賛成 11 名、反対 0 名ですので、全会一致により採決されました。

部会長報告書の内容をもって、局長あてに答申することにします。

事務局のほうで答申文案の作成をお願いします。

○川部賃金室長

それでは、別室で答申文案を作成しますので、作成までのあいだ、しばらくお待ちください。

(文書作成のため中断)

(岩永会長へ内容の確認を依頼)

(答申文案、配付)

○岩永会長

それでは、電気機械器具製造業の特定最低賃金の改正決定について、審議会として、専門部会長報告どおりに改正決定する旨の答申を行いたいと思います。

それでは、事務局から答申文案の読み上げをお願いします。

○川部賃金室長

読み上げさせていただきます。

京賃審発第 25 号

令和 7 年 11 月 26 日

京都労働局長 角南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会会長 岩永 昌晃

令和 7 年度京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 10 月 6 日付け京労発基 1006 号第 1 号をもって貴職から諮問のあった下記最低賃金にかかる標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金

別紙

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
 - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスクング又は防さび処理の業務
 - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,136円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

以上となります。

○岩永会長

答申文については、ただいまの内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員
(異議なし)

○岩永会長

それでは、ただいまの内容をもって、局長への答申文にいたします。
事務局は、答申文を作成してください。

○川部賃金室長

それでは、別室で答申文を作成しますので、作成までのあいだ、しばらくお待ちください。

(文書作成のため中断)

(答申文、配付)

(岩永会長から角南労働局長へ、答申文を手交)

○川部賃金室長

それでは、局長から一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

○角南労働局長

ただいま、令和7年度につきましては、電気機械器具製造業、1業種の特定最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただきました。

委員の皆様方には、10月6日に諮問を申し上げて以降、ご多忙にもかかわらず、3回の専門部会において、該当産業を取り巻く経済、雇用情勢を踏まえた慎重なご議論を賜りました。

その結果、労使、歩み寄りのご努力をいただきまして、本日、この場で全会一致での答申をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

今後は、地域別最低賃金と同様に、この特定最低賃金につきまして、周知・広報に、全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

本日のご答申、誠にありがとうございました。

○岩永会長

答申を終えたところで、労使各側から、本年度の審議について総括的なご発言等があればお願いできればと思います。

どなたでも構いませんが、ご発言なさりたい方は。

それでは、七里委員、お願いします。

●七里委員

労働者側の七里でございます。

ことしの特質に関しましては、労働者側としましては、電気機械器具製造業特定最賃というのは、京都府下の電気業界で働く方の仕事の価値を表すということの基本の考え方としておりました。

また、専門部会の部会長からの全会一致による速やかな審議をとということへの協力をお願いしたいということ踏まえまして、審議に取り組んできておりました。

結果としましては、労使合意ということには至らず、公益案が示されることになりました。地賃より2円低い62円の改定となりましたが、部会長の意向も踏まえまして、全会一致を優先して受け入れたということでございます。

これまでの公労使の真摯な論議、また労働局各位のご尽力に感謝を申し上げます。以上です。

○岩永会長

使用者側のほうは。

それでは、石垣委員、お願いします。

■石垣委員

石垣でございます。

今年度の審議につきましては、公益の先生方、また労側委員の皆さんには、ほんとうにご尽力いただきまして、全会一致という結果で結審していただいたことについては感謝申し上げたいと思います。

今、七里委員からもありましたように、お互いの立場の中で一致するところを見出すのは非常に難しい、今年度の部会だったと思っています。

その中でも、公益の先生方のご尽力、また労側の配慮、全会一致というところを優先に議論を進めてきた結果、62円の引上げということで、全会一致という結果になりましたので、そういった意味では、成果があったと思っております。

ただ、先ほどの部会長報告にもありましたけれども、影響率、それから未満率、そういったところを使用者側として、いろいろと検討材料も含めて考えてきたわけですが、地賃額まで引き上げると、その時点でもう（パート労働者の）70パーセントの影響が出るというような現状を踏まえて、非常に頭を悩ませたところがあります。

その中で、使用者側委員からは、地賃と同額であっても70パーセントも影響を受けるので、そういった意味では、今の、部会長報告にありましたような特定最賃の本来の意義とか、在り方とかということを改めて労使でしっかりと考

えていかないとだめではないかという意見がありましたので、申し添えておきたいと思います。

とはいうものの、これからの特定最賃含め、地賃もあわせて、真摯に、前向きに、労側とは議論を進めていきたいと思っておりますので、引き続きお願いします。

また、関係の皆様には、ほんとうにご配慮いただきまして、ありがとうございました。

○岩永会長

その他、ご発言なさりたい方はいらっしゃいますでしょうか。特定最低賃金については、今年度については、これでおしまいということでございますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから、今後の手続き等について説明をお願いします。

○川部賃金室長

ご審議ありがとうございました。

本日、ご答申をいただきました1業種の特定最低賃金につきましては、本日中に公示し、あわせて答申に対する異議の申出の公示を行うこととします。

異議の申出につきましては、期限が12月11日（木）となります。この期日までに異議の申出がなければ、公示内容で決定し、12月25日（木）官報公示を経て、発効日は1月24日（土）の見込みです。

一方、異議申出が行われた場合は、その取扱いをご審議いただく異議審を、すでにご案内させていただいた12月12日（金）午前10時から、京都労働局で開催することとします。

異議申出の有無につきましては、期日時点の状況を各委員の皆様にも適宜ご連絡させていただきますので、その連絡をお待ちいただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○岩永会長

ただいまの今後の手続きや日程、またはそれ以外のことを含め、最後に何かご発言はございますでしょうか。

なければ、本日の審議会はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

●■○出席者一同

ありがとうございました。